

令和 6 年 3 月

# 第 5 回 定例会 議案

西 宮 市

## 第5回（3月）定例会提案事件表

- 1 議案第 87 号 西宮市駐車施設附置条例の一部を改正する条例制定の件
  - 2 議案第 88 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
  - 3 議案第 89 号 西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例制定の件
  - 4 議案第 90 号 西宮市運動施設条例の一部を改正する条例制定の件
  - 5 議案第 91 号 西宮市環境まちづくり基金条例制定の件
  - 6 議案第 92 号 西宮市附属機関条例の一部を改正する条例制定の件
  - 7 議案第 93 号 西宮市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
  - 8 議案第 94 号 西宮市総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件
  - 9 議案第 95 号 西宮市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
  - 10 議案第 96 号 西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件
  - 11 議案第 97 号 西宮市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
  - 12 議案第 98 号 西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  - 13 議案第 99 号 西宮市手数料条例等の一部を改正する条例制定の件
  - 14 議案第 100 号 西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
  - 15 議案第 101 号 西宮市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
  - 16 議案第 102 号 西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例制定の件
  - 17 議案第 103 号 西宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 別冊
- 18 議案第 104 号 令和 6 年度西宮市一般会計予算
  - 19 議案第 105 号 令和 6 年度西宮市国民健康保険特別会計予算
  - 20 議案第 106 号 令和 6 年度西宮市食肉センター特別会計予算
  - 21 議案第 107 号 令和 6 年度西宮市公共用地買収事業特別会計予算
  - 22 議案第 108 号 令和 6 年度西宮市介護保険特別会計予算
  - 23 議案第 109 号 令和 6 年度西宮市後期高齢者医療事業特別会計予算
  - 24 議案第 110 号 令和 6 年度西宮市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
  - 25 議案第 111 号 令和 6 年度西宮市鳴尾外財産区特別会計予算
  - 26 議案第 112 号 令和 6 年度西宮市集合支払費特別会計予算
  - 27 議案第 113 号 令和 6 年度西宮市水道事業会計予算
  - 28 議案第 114 号 令和 6 年度西宮市工業用水道事業会計予算
  - 29 議案第 115 号 令和 6 年度西宮市下水道事業会計予算

- 30 議案第 1 1 6 号 令和 6 年度西宮市病院事業会計予算
  - 31 議案第 1 1 7 号 令和 6 年度包括外部監査契約締結の件
  - 32 議案第 1 1 8 号 指定管理者指定の議決内容の一部変更の件（西宮市立陸上競技場ほか 1 施設）
  - 33 議案第 1 1 9 号 特定事業契約締結の件（西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業）
  - 34 議案第 1 2 0 号 訴え提起の件（建物明渡し等請求事件）
  - 35 議案第 1 2 1 号 訴え提起の件（市営住宅明渡し等請求事件）
  - 36 議案第 1 2 2 号 市道路線認定の件（西第 1 4 5 0 号線ほか 3 路線）
  - 37 議案第 1 2 3 号 工事請負契約変更の件（甲陽園小学校長寿命化改修他工事）
  - 38 議案第 1 2 4 号 工事請負契約変更の件（安井小学校運動場他整備工事）
  - 39 報告第 2 7 号 処分報告の件〔（西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件）専決処分〕
  - 40 報告第 2 8 号 処分報告の件〔（西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件）専決処分〕
  - 41 報告第 2 9 号 処分報告の件〔〔令和 5 年度西宮市一般会計補正予算（第 7 号）〕専決処分〕
  - 42 報告第 3 0 号 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分）
- 別冊
- 43 報告監第 6 号 現金出納検査結果報告（令和 5 年 9 月分～ 1 1 月分）
  - 44 報告監第 7 号 監査結果報告（令和 5 年度第 3 回）
  - 45 報告外監第 1 号 令和 5 年度包括外部監査結果報告

西宮市駐車施設附置条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市駐車施設附置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市駐車施設附置条例の一部を改正する条例

(西宮市駐車施設附置条例の一部改正)

第 1 条 西宮市駐車施設附置条例（平成 5 年西宮市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「用途変更」を「建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更」に、「附置しなければならない特定自動車用駐車施設」を「附置すべき特定自動車用駐車施設」に改め、「控除する」の次に「。この場合において、控除した台数が零を下回るときは、零とする」を加える。

第 6 条第 1 項中「附置しなければならない」を「附置すべき」に改め、「の台数」を削り、同条第 2 項中「附置しなければならない」を「附置すべき」に改め、「の駐車台数」の次に「（建築物の増築により、第 3 条第 3 項の表の（あ）欄に掲げる用途に供する部分の床面積が増加することにより附置すべき特定自動車用駐車施設の駐車台数がある場合は、当該台数を除く。）」を加え、「し、かつ、そのうち少なくとも 1 台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅 3.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上と」を削り、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項

の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、前項の規定により算出された駐車台数のうち、少なくとも1台分に係る駐車のために供する部分の規模は、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物又は当該建築物の敷地内に既に1台分以上のこれに相当する規模を有する特定自動車用駐車施設を有する場合は、この限りでない。

第12条第1項中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第3項」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(努力義務)

第15条 前各条の規定により特定自動車用駐車施設を附置すべき建築物以外の建築物(第3条第1項の表の(あ)欄に掲げる地区又は地域内に存するものに限る。)を新築し、若しくは増築し、又はその部分の用途を変更しようとする者は、この条例の趣旨に基づき特定自動車用駐車施設を附置するよう努めなければならない。

第2条 西宮市駐車施設附置条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

事務所又は病院の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び病院を除く。)に供する部分	非特定用途(共同住宅及び長屋を除く。)に供する部分
250平方メートル	300平方メートル	500平方メートル

」

を

「

特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	非特定用途(共同住宅及び長屋を除く。)に供する部分
300平方メートル	800平方メートル

」

に改め、同条第3項中「附置しなければならない」を「附置すべき」に改め、同項の表

(う) の欄中「100分の25」を「100分の15」に改める。

第8条第1項中「おおむね200メートル」を「300メートル」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第2項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「又は第10条」を「、第9条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条中「みなされる特定自動車用駐車施設」の次に「及び第9条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により附置された特定自動車用駐車施設」を加え、同条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条の次に次の2条を加える。

（公共交通機関利用促進等措置の実施による附置の特例）

第9条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、これらの規定により特定自動車用駐車施設を附置すべき者が、規則で定める公共交通機関の利用の促進等に資する措置（以下「公共交通機関利用促進等措置」という。）を実施することについて市長の認定を受けたときは、その内容に応じて規則で定めるところにより、これらの規定により附置すべき特定自動車用駐車施設の駐車台数を減ずるものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。認定を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、公共交通機関利用促進等措置の実施により、当該建築物及び当該建築物の敷地（前条第1項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる特定自動車用駐車施設がある場合は、当該特定自動車用駐車施設を設けた場所を含む。）の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないと認める場合に限り、第1項の認定をするものとする。

4 第1項の認定を受けた者は、規則で定めるところにより、当該公共交通機関利用促進等措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第1項の認定に係る公共交通機関利用促進等措置の全部又は一部を実施しないとき。
  - (2) 第2項後段の規定による変更申請を行わず、又は虚偽の申請を行ったとき。
  - (3) 前項の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- 6 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める駐車台数以上の規模を有する特定自動車用駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。
- (1) 前項の規定により認定を取り消された者 当該取消し後の建築物を新築した場合において第3条の規定により附置すべき特定自動車用駐車施設の駐車台数（現に特定自動車用駐車施設が附置されている場合にあつては、当該特定自動車用駐車施設の駐車台数を、当該附置すべき特定自動車用駐車施設の駐車台数から控除した駐車台数。この場合において、控除した駐車台数が零を下回るときは、零とする。）
  - (2) 第2項後段の規定により認定を受けた事項を変更することにより、第1項の規定により減じられる特定自動車用駐車施設の駐車台数が減少した者 当該減少した駐車台数（現に附置されている特定自動車用駐車施設の駐車台数が、同項の認定を受けた事項を変更する前の建築物を新築した場合において第3条及び第1項の規定により附置すべき特定自動車用駐車施設の駐車台数を上回る場合にあつては、当該減少した駐車台数から当該上回る駐車台数を控除した駐車台数。この場合において、控除した駐車台数が零を下回るときは、零とする。）
- 7 第6条から前条までの規定は、前項の規定により特定自動車用駐車施設を附置する場合について準用する。
- （既存の建築物における公共交通機関利用促進等措置の実施による附置の特例）
- 第10条 第3条又は第4条の規定により附置された特定自動車用駐車施設（第8条第1項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる特定自動車用駐車施設を含む。以下この条において同じ。）に係る建築物の所有者又は管理者（前条の規定の適用を受ける者を除く。）が、公共交通機関利用促進等措置を実施することについて市長の認定を受けたときは、その者が当該建築物を新築するものとみなし、当該公共交通機関利用促進等措置の内容に応じて規則で定めるところにより、第3条の規定により附置すべき特定自動車用駐車施設の駐車台数を減ずるものとする。

- 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により公共交通機関利用促進等措置を実施する場合について準用する。

#### 付 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び付則第3項の規定は令和6年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の西宮市駐車施設附置条例第6条の規定は、第1条の施行の日以後に確認申請等がなされた建築物の新築、増築又は大規模修繕等について適用し、同日前に確認申請等がなされた建築物の新築、増築又は大規模修繕等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の西宮市駐車施設附置条例第3条及び第8条の規定は、第2条の施行の日以後に確認申請等がなされた建築物の新築、増築又は大規模修繕等について適用し、同日前に確認申請等がなされた建築物の新築、増築又は大規模修繕等については、なお従前の例による。

#### (参考1)

##### ○提案理由

社会情勢及び駐車需要の変化に対応すること等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

#### (参考2)

#### ○西宮市駐車施設附置条例（現行抄）

（建築物の新築の場合の特定自動車用駐車施設の附置）

**第3条** 次の表の（あ）欄に掲げる地区又は地域内において、同表の（い）欄に掲げる面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、当該建築物のうち同表の（う）欄に掲げる部分の床面積をそれぞれ同表の（え）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の（お）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台

数以上の規模を有する特定自動車用駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(う)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所又は病院の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び病院を除く。）に供する部分	非特定用途（共同住宅及び長屋を除く。）に供する部分
(え)	200平方メートル	250平方メートル	300平方メートル	500平方メートル

(該当部分のみ抜粋)

3 第1項に規定する建築物の全部又は一部を次の表の(あ)欄に掲げる用途に供する場合における当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、前2項の規定により算出して得た台数に当該建築物の同欄に掲げる用途に供する部分の同表の(い)欄に掲げる住戸の戸数にそれぞれ同表の(う)欄に掲げる数値を乗じて得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数を加えて得た台数以上の規模を有するものでなければならない。

(う)	100分の25	100分の35
-----	---------	---------

(該当部分のみ抜粋)

(建築物の増築又は大規模修繕等の場合の特定自動車用駐車施設の附置)

**第4条** 建築物を増築しようとする者又は用途変更により特定部分の床面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「大規模修繕等」という。）をしようとする者は、当該増築又は大規模修繕等の後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は大規模修繕等の前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は大規模修繕等の前の建築物に現に附置されている特定自動車用駐車施設の駐車台数が、増築又は大規模修繕等の前の建築物に附置しなければならない特定自動車用駐車施設の駐車台数を上回る場合は、当該上回る台数を控除する。）以上の規模を有する特定自動車用駐車施設を、当該増築又は大規模修繕等に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車の用に供する部分の規模等)

**第6条** 第3条及び第4条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数の台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、特定自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項及び第2項並びに第4条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の駐車台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）に係る駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる特定自動車用駐車施設で、特定自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては適用しない。

4 前3項に定めるもののほか、特定自動車用駐車施設の構造又は設備について必要な技術的基準は、市長が別に定める。

(特定自動車用駐車施設の附置の特例)

**第8条** 第3条及び第4条の規定により特定自動車用駐車施設を附置すべき者が、市長の承認を得て当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に特定自動車用駐車施設を設けたときは、当該特定自動車用駐車施設は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなす。

(特定自動車用駐車施設の管理)

**第10条** 第3条及び第4条の規定により附置された特定自動車用駐車施設（第8条第1項の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる特定自動車用駐車施設を含む。以下同じ。）の所有者又は管理者は、当該特定自動車用駐車施設を設置の目的に適合するように管理しなければならない。

(措置命令)

**第12条** 市長は、第3条、第4条、第6条第1項若しくは第2項又は第10条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて特定自動車用駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(罰則)

**第13条**

2 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和 3 年西宮市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例(平成 31 年西宮市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 6 条第 5 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第 6 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(西宮市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 西宮市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和

41年西宮市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年西宮市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第4項後段を削る。

(西宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 西宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年西宮市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年西宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第4項後段を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

### ○市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（現行抄）

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。

### ○西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例（現行抄）

(給与)

**第 5 条** フルタイム A 職員及びフルタイム B 職員（以下「フルタイム職員」という。）には、給与として、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、休日給、夜勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(報酬等)

**第 6 条**

5 パートタイム職員には、期末手当を支給する。

6 前各項に定めるもののほか、パートタイム職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額については、任命権者が定めるものとし、これらの支給方法に関し必要な事項については、給与条例及び職員等の旅費に関する条例（昭和 34 年西宮市条例第 14 号）の規定の例による。

### ○西宮市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（現行抄）

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

**第 7 条** 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 20 万円以上である場合とする。

### ○西宮市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（現行抄）

(会計年度任用職員の給与等)

**第 19 条** 西宮市上下水道局において勤務する企業職員で、地公法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地公法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 報酬及び期末手当
  - (2) 地公法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
- 4 第16条及び前条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

### ○西宮市病院事業の設置等に関する条例（現行抄）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

- 第6条** 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、現金及び有価証券については20万円以上、物品については50万円以上である場合とする。

### ○西宮市立中央病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（現行抄）

（会計年度任用職員の給与等）

- 第22条** 西宮市立中央病院において勤務する企業職員で、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 報酬及び期末手当
  - (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
- 4 第19条及び前条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例（平成 27 年西宮市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「法別表第 2 情報照会者の欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表事務の欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者）」を「法別表上欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は同条第 1 項に規定する準法定事務処理者）」に、「同欄に掲げる事務と」を「特定個人番号利用事務（法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。）と」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 情報照会者の欄に掲げる執行機関は、同表事務の欄に掲げる事務」を「法別表上欄に掲げる執行機関は、特定個人番号利用事務」に、「同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）」に改める。

第 4 条中「若しくは第 3 項」を削り、「利用した場合」の次に「、同条第 3 項の規定により利用特定個人情報を利用した場合」を、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

別表第1 7の項中「法別表第1 19の項」を「法別表19の項」に改める。

別表第2 1の項特定個人情報の欄を次のように改める。

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく費用の徴収に関する情報（以下「老人福祉費用徴収関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、医療費の助成に関する情報、市営住宅の管理に関する情報（以下「市営住宅関係情報」という。）、高齢者等に対する住宅改造費の助成に関する情報及び障害者に対する住宅改造費の助成に関する情報のうち規則で定めるもの

別表第2 2の項中「（昭和33年法律第192号）」及び「（昭和57年法律第80号）」を削り、同表3の項中「障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報という。以下同じ）」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という）」に改め、同表4の項中「地方税関係情

報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ）を「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という）に改め、同表10の項中「住民票関係情報（法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ）を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という）に改め、同表16の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表17の項中「法別表第1」を「法別表」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同表18の項中「（昭和39年法律第134号）」を削り、「中国残留邦人等支援給付等関係情報（法別表第2に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。以下同じ）を「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という）に改め、同表26の項中「（平成9年法律第123号）」を削り、同表29の項中「（昭和46年法律第73号）」を削り、同表30の項中「（昭和36年法律第238号）」を削り、同表34の項中「、介護保険法の規定に基づく要介護認定に関する情報並びに療育手帳の交付」を「並びに介護保険法の規定に基づく要介護認定」に改める。

#### 付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市個人番号を利用する事務等を定める条例（現行抄）

（個人番号の利用）

**第 2 条** 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 執行機関の欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表事務の欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が行う同欄に掲げる事務、別表第 2 執行機関の欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表事務の欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同欄に掲げる事務及び法別表第 2 情報照会者の欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表事務の欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第 3 項において同じ。）が行う同欄に掲げる事務とする。

3 法別表第 2 情報照会者の欄に掲げる執行機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって、当該執行機関が保有するものを利用することができる。

（書面の提出の省略）

**第 4 条** 第 2 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により特定個人情報を利用した場合又は前条の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例又は規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該特定個人情報の利用又は提供により、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

執行機関	事務
7 市長	西宮市営住宅条例（平成 8 年西宮市条例第 4 4 号）の規定に基づく市営住宅（これに準ずる住宅を含む。）、共同施設及び店舗等（以下これらを「市営住宅」という。）の管理に関する事務（法別表第 1 19 の項下欄に掲げる事務、同表 35 の項下欄に掲げる事務又は同表 61 の 2 の項下欄に掲げる事務に該当するものを除く。以下「市営住宅管理事務」という。）のうち規則で定めるもの

（該当部分のみ抜粋）

別表第 2（第 2 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収に関する事務のうち規則で定めるもの	医療保険給付関係情報（法別表第 2 に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（同表に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報（同表に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和 38 年法律

		第133号)の規定に基づく費用の徴収に関する情報(以下「老人福祉費用徴収関係情報」という。)、特別児童扶養手当関係情報(同表に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。)、児童手当関係情報(同表に規定する児童手当関係情報をいう。以下同じ。)、介護保険給付等関係情報(同表に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。)、医療費の助成に関する情報、市営住宅の管理に関する情報(以下「市営住宅関係情報」という。)、高齢者等に対する住宅改造費の助成に関する情報及び障害者に対する住宅改造費の助成に関する情報のうち規則で定めるもの	
2	市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づく保険給付の支給及び保険料の徴収に関する事務のうち規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収に関する情報(以下「地方税賦課徴収関係情報」という。)、児童扶養手当関係情報、老人福祉費用徴収関係情報、児童手当関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく後期高齢者医療給付の支給及び保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療保険給付等関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、医療費の助成に関する情報並びに市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
3	市長	高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく後期高齢者医療給付の支給及び保険料の徴収に関する事務のうち規則で定めるもの	障害者関係情報(法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。)、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、地方税賦課徴収関係情報、国民健康保険法の規定に基づく保険給付の支給及び保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付等関係情報」という。)、児童扶養手当関係情報、老人福祉費用徴収関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、医療費の助成に関する情報並びに市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
4	市長	高齢者に対する医療費の助成に関する事務のうち規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報(法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。)、介護保険給付等関係情報及び医療費の助成(高齢者に対する医療費の助成を除く。)に関する情報のうち規則で定めるもの
10	市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に関する事務のうち規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報(法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)及び介護保険給付等関係情報のうち規則で定めるもの
16	市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護	障害者関係情報、外国人保護関係情報、健康増進事業の実施に関する情報(以下「健康増進関係情報

		の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還並びに徴収金の徴収に関する事務のうち規則で定めるもの	報」という。)及び市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
17	市長	中国残留邦人等支援給付等(法別表第1に規定する中国残留邦人等支援給付等をいう。)の支給に関する事務のうち規則で定めるもの	障害者関係情報、外国人保護関係情報、健康増進関係情報及び市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
18	市長	外国人保護事務のうち規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づく給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づく養育医療の給付及び養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報(法別表第2に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報をいう。以下同じ。)、介護保険給付等関係情報、健康増進関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく自立支援給付の支給に関する情報並びに市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
26	市長	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施及び保険料の徴収に関する事務のうち規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報、国民健康保険給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、老人福祉費用徴収関係情報、児童手当関係情報、後期高齢者医療保険給付等関係情報及び市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
29	市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定に基づく児童手当及び特例給付の支給に関する事務のうち規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報、国民健康保険給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、老人福祉費用徴収関係情報、後期高齢者医療保険給付等関係情報、介護保険給付等関係情報及び市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
30	市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定に基づく児童扶養手当の支給に関する事務のうち規則で定めるもの	地方税賦課徴収関係情報、国民健康保険給付等関係情報、老人福祉費用徴収関係情報、児童手当関係情報、後期高齢者医療保険給付等関係情報、介護保険給付等関係情報及び市営住宅関係情報のうち規則で定めるもの
34	市長	健康増進事業の実施に関する事務のうち規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、地方税関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基

	づく健康診査及び保健指導の実施に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法の規定に基づく要介護認定に関する情報並びに療育手帳の交付に関する情報のうち規則で定めるもの
--	---

(該当部分のみ抜粋)

西宮市運動施設条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市運動施設条例の一部を改正する条例

西宮市運動施設条例（昭和40年西宮市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表陸上競技場の部及び多目的グラウンドの部西宮市立中央多目的グラウンドの項を削る。

第5条第2項中「、陸上競技場」を削り、同条第3項中「多目的グラウンド、」を削る。

別表第1陸上競技場の部及び多目的グラウンドの部西宮市立中央多目的グラウンド（1面）の項を削る。

別表第3中「、陸上競技場」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

西宮中央運動公園の再整備に伴い、陸上競技場及び中央多目的グラウンドを廃止するため。

(参考 2)

### ○西宮市運動施設条例（現行抄）

(名称及び所在地)

第 2 条 運動施設の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

種別	名称	所在地
陸上競技場	西宮市立陸上競技場	西宮市河原町 2 番
多目的グラウンド	西宮市立中央多目的グラウンド	西宮市河原町 2 番
	西宮市立浜甲子園多目的グラウンド	西宮市枝川町 2 0 番
	西宮市立山口町船坂多目的グラウンド	西宮市山口町船坂 1 9 5 8 番地 1 1

(該当部分のみ抜粋)

(使用料)

#### 第 5 条

- 前項の規定にかかわらず、個人である使用者が規則で定める場合に、体育館（西宮市立中央体育館分館運動場を除く。）、陸上競技場又は西宮市立能登運動場会議室を他の使用者と共有して使用するときの使用料は、別表第 3 のとおりとする。
- 運動施設の器具使用料並びに多目的グラウンド、テニスコート及び野球場の夜間照明施設使用料は、規則で定める。

#### 別表第 1（第 5 条関係）

運動施設（プールを除く。）使用料

区分			使用料（1 時間当たり）	
			平日	休日
陸上競技場	西宮市立陸上競技場	全面	3,000	3,600
		球技場	1,500	1,800
		球技場以外の部分	1,500	1,800
多目的グラウンド	西宮市立中央多目的グラウンド（1 面）		3,200	4,000
	西宮市立浜甲子園多目的グラウンド	(A 面)	2,200	2,750
		(B 面)	1,550	1,900
	西宮市立山口町船坂多目的グラウンド	(A 面)	800	2,300
(B 面)		500	1,400	

(該当部分のみ抜粋)

#### 別表第 3（第 5 条関係）

区分	使用料（1 時間当たり）		使用料（1 回当たり）	
	児童等	一般	児童等	一般
1 体育館（次項及び 3 の項に掲げる施設を除く。）、陸上競技場及び西宮市立能登運動場会議室	50円	100円	—	—

(該当部分のみ抜粋)

西宮市環境まちづくり基金条例制定の件

西宮市環境まちづくり基金条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市環境まちづくり基金条例

(設置)

第1条 本市が行う環境施策の推進を図るため、西宮市環境まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の目的のために市長が予算で定める額
- (2) 前条の目的に沿う寄附金の額
- (3) 基金の運用から生じる収益金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市環境まちづくり基金を設置するため。

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例

西宮市附属機関条例（平成 25 年西宮市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の款西宮市社会福祉法人設立認可等審査委員会の項中「の設立認可」の次に「及び社会福祉連携推進法人の認定」を加え、「及び社会福祉法人」を「並びに社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考1)

○提案理由

西宮市社会福祉法人設立認可等審査委員会の担当事務の追加に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市附属機関条例（現行抄）

別表（第1条、第2条、第22条、第23条、第28条の4、第44条、第46条の3、第47条関係）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項	西宮市社会福祉法人設立認可等審査委員会	社会福祉法人の設立認可に関する審査及び社会福祉法人に対する行政処分に関する審議	5人	学識経験者

（該当部分のみ抜粋）

西宮市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市介護保険条例の一部を改正する条例

西宮市介護保険条例（平成11年西宮市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第4条の2 市は、法第115条の49の規定に基づき、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業その他の必要な事業（以下「保健福祉事業」という。）を行うことができる。

2 保健福祉事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「33,600円」を「34,900円」に改め、同項第2号中「42,000円」を「52,600円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「53,000円」に改め、同項第4号中「58,800円」を「67,200円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「75,600円」を「88,300円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「80,600円」を「94,100円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第

13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「97,400円」を「111,400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「104,200円」を「122,900円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「114,200円」を「138,200円」に改め、同号ア中「6,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「124,300円」を「153,600円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「134,400円」を「169,000円」に改め、同号ア中「10,000,000円」を「7,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「144,500円」を「184,300円」に改め、同号ア中「15,000,000円」を「8,300,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」を加え、同項第14号中「154,600円」を「222,700円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第13号の次に次の4号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 192,000円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 199,700円

ア 合計所得金額が12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のい

ずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 207,400円

ア 合計所得金額が15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 215,000円

ア 合計所得金額が20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「20,200円」を「21,900円」に改め、同項第2号中「33,600円」を「37,300円」に改め、同項第3号中「47,100円」を「52,700円」に改める。

第7条第3項中「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」を「若しくは第5号ロ又は第5条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ若しくは第17号イ」に改め、「至った第1号被保険者」の次に「（以下この条において「特定被保険者」という。）」を加え、「令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者」を「当該特定被保険者」に改める。

第13条中「保険給付」の次に「、地域支援事業」を加える。

第14条中「介護保険給付及び地域支援事業」を「保険給付及び地域支援事業等並びに法第147条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 基金は、第14条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参考1)

#### ○提案理由

第9期西宮市介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

#### ○西宮市介護保険条例（現行抄）

（保険料率）

**第5条** 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,000円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,800円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 67,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 75,600円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれに

も該当しないもの

- イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 80,600円
- ア 合計所得金額が2,100,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (8) 次のいずれかに該当する者 97,400円
- ア 合計所得金額が3,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (9) 次のいずれかに該当する者 104,200円
- ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 114,200円
- ア 合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 124,300円
- ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 134,400円
- ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 144,500円
- ア 合計所得金額が15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 154,600円

2 法第124条の2第1項の規定に基づく所得の少ない者について行う保険料の減額賦課に係る次の各号に掲げる第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる第1号被保険者 20,200円

(2) 前項第2号に掲げる第1号被保険者 33,600円

(3) 前項第3号に掲げる第1号被保険者 47,100円

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

## 第7条

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と、当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

（収入状況等の報告）

第13条 市長は、法第203条に定めるもののほか、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯員の収入の状況又は市民税の課税の有無について、当該被保険者、当該世帯員の雇用主、当該世帯員の取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し、市の当該職員に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

（介護給付費準備基金）

第14条 法に基づく介護保険給付及び地域支援事業の財源に不足を生じたときの財源に充てることを目的として、西宮市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

第17条 基金は、次に掲げる経費の財源に充当する場合に限り、処分することができる。

(1) 介護給付、予防給付又は地域支援事業のための経費

(2) 法第147条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用

西宮市総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

西宮市総合福祉センター条例（昭和 59 年西宮市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「増進」の次に「並びに市民のスポーツ及びレクリエーションの推進」を加える。

第 2 条第 2 号中「60 歳」を「65 歳」に改める。

第 4 条の表障害者等福祉センターの項事業の欄に次の 1 号を加える。

(8) 市民のスポーツ及びレクリエーションの推進に関すること。

第 5 条第 1 項中「障害者等福祉センター」の次に「（機能回復訓練室を除く。）」を加え、同項ただし書中「あつては、」を「あつては」に、「に限り、」を「に、第 6 号に掲げる者にあつてはプール及びトレーニング室に限り、それぞれ」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 市内に居住し、若しくは在学し、又は市内に勤務先を有する者

第 5 条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 機能回復訓練室を使用することができる者は、規則で定める者とする。

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、営利を目的として使用するときは、この限りでない。

第8条第2項第1号中「又は」を「若しくは在学し、」に、「有する」を「有し、又は市内の福祉施設を利用する」に改め、同条第3項中「専用使用の場合にあつてはその許可の際、個人使用の場合にあつては」を削り、同項ただし書中「限り」の次に「、」を加える。

別表中

「

機能回復 訓練室	大 人	—	—	—	—	—	—	—	300
	小 人	—	—	—	—	—	—	—	200

」

を

「

機能回復訓練 室	—	—	—	—	—	—	—	300
-------------	---	---	---	---	---	---	---	-----

」

に改め、同表備考第3項を削り、同表備考第4項を同表備考第3項とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

西宮市総合福祉センターにおける使用者の範囲を明示すること及び使用料における不要な加算を削除するため。

(参考 2)

### ○西宮市総合福祉センター条例（現行抄）

(設置)

**第 1 条** 障害者、老人、母子及び父子等の福祉の増進を図るため、西宮市総合福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 老人 市内に住所を有する 60 歳以上の者をいう。

(施設及び事業)

**第 4 条** 第 1 条の目的を達成するため、センターに次の表の左欄に掲げる施設を設置し、同表の右欄に掲げる事業を行う。

施設	事業
障害者等福祉センター	(1) 障害者の更生のために必要な相談、指導及び助言に関する事 (2) 障害者の機能回復訓練の指導に関する事 (3) 障害者のスポーツ及びレクリエーションに関する事 (4) 障害者の文化教養の向上に関する事 (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者の福祉の増進を図るために市長が必要と認めるもの (6) 老人の福祉の増進に関する事 (7) 母子及び父子の福祉の増進に関する事

(該当部分のみ抜粋)

(使用者の範囲)

**第 5 条** 障害者等福祉センターを使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第 4 号又は第 5 号に掲げるものにあつては、会議室及び集会室に限り、使用することができる。

- (1) 障害者
- (2) 障害者の家族及び介護者
- (3) 障害者の福祉に協力する者及び団体
- (4) 老人
- (5) 母子及び父子
- (6) その他市長が適当と認めたもの

(使用料)

**第 8 条**

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、使用料を徴収しない。

- (1) 市内に居住し、又は市内に勤務先を有する障害者（次号において「市内障害者」という。）が主として専用使用するとき。

(2) 市内障害者及びその介護者（介護を要するものとして規則で定める者に同伴する者に限る。）1名が個人使用するとき（機能回復訓練室を使用する場合を除く。）。

(3) 老人又は母子及び父子が主として専用使用するとき（会議室又は集会室を使用する場合に限る。）。

3 第1項の使用料は、専用使用の場合にあつてはその許可の際、個人使用の場合にあつては使用前に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合に限り後納することができる。

別表（第8条関係）

区分		使用料(円)							
		専用使用						個人使用	
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日		超過
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	1時間につき	午前、午後、夜間各1回につき
機能回復訓練室	大人	-	-	-	-	-	-	-	300
	小人	-	-	-	-	-	-	-	200

備考

3 冷暖房実施期間中における専用使用については、この表の使用料の2割の額を加算する。  
この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

（該当部分のみ抜粋）

西宮市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

西宮市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

西宮市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年西宮市条例第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（無料低額宿泊所の基準）

第2条 社会福祉法第68条の5第1項の条例で定める無料低額宿泊所の基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の改正及び条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

西宮市公衆浴場法施行条例（平成 24 年西宮市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 30 号及び第 31 号並びに第 2 項第 10 号中「10 歳」を「7 歳」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

国が定めている公衆浴場における衛生等管理要領において、混浴禁止年齢が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

### ○西宮市公衆浴場法施行条例（現行抄）

（公衆浴場について講ずべき措置の基準）

**第 4 条** 法第 3 条第 2 項に規定する条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(30) 家族風呂等を除き、10 歳以上の男女を混浴させないこと。

(31) 家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその 10 歳未満の子の場合

ウ 祖父母とその 10 歳未満の孫の場合

エ 介助を要する者のための家族の場合

2 法第 3 条第 2 項に規定する条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、前項第 3 号、第 4 号、第 9 号から第 12 号まで、第 15 号から第 29 号まで、第 31 号及び第 32 号に掲げる基準並びに次に掲げる基準とする。

(10) 家族風呂等又は水着を着用して入浴する場合を除き、10 歳以上の男女を混浴させないこと。

西宮市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

西宮市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

西宮市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この条例の定めるところによる。

（女性自立支援施設の基準）

第2条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める女性自立支援施設の基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

省令の廃止及び新規施行並びに条例の規定方法の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正  
する条例制定の件

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正  
する条例

西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（昭和 60 年西宮市条  
例第 51 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

J R 西宮駅南西地区地区整備計画 (平成 30 年西宮市告示甲第 687 号 決定) (令和 3 年西宮市告示甲第 641 号 変更)
--

」

を

「

J R 西宮駅南西地区地区整備計画 (平成 30 年西宮市告示甲第 687 号 決定)
--

(令和3年西宮市告示甲第641号 変更)

(令和5年西宮市告示甲第1172号 変更)

」

に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考1)

○提案理由

J R 西宮駅南西地区地区計画の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

### ○西宮市地区計画等の区域内における建築物等の制限 に関する条例（現行抄）

別表第1（第2条関係）

名称	区域
J R 西宮駅南西地区地区整備計画 (平成30年西宮市告示甲第687号 決定) (令和3年西宮市告示甲第641号 変更)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画 J R 西宮駅南西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

(該当部分のみ抜粋)

西宮市手数料条例等の一部を改正する条例制定の件

西宮市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市手数料条例等の一部を改正する条例

(西宮市手数料条例の一部改正)

第 1 条 西宮市手数料条例(平成 1 1 年西宮市条例第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 3 号イ中

「

1, 1 8 0, 0 0 0 円
1, 4 1 0, 0 0 0 円
1, 5 9 0, 0 0 0 円
1, 9 5 0, 0 0 0 円
2, 2 7 0, 0 0 0 円
4, 5 5 0, 0 0 0 円
5, 8 2 0, 0 0 0 円
7, 0 7 0, 0 0 0 円

」

を

「

1, 450, 000円
1, 720, 000円
1, 920, 000円
2, 360, 000円
2, 740, 000円
5, 640, 000円
7, 240, 000円
8, 790, 000円

」

に改め、同表第37号の表備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第75号の7を同表第75号の8とし、同表第75号の6中「（昭和25年政令第338号）」を削り、「基づく」の次に「移転における」を加え、同号を同表第75号の7とし、同表第75号の5の次に次の1号を加える。

(7506) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替における建築基準法令の適用除外に係る認定の申請に係る審査 大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物の建築基準法令の適用除外に係る認定申請手数料 27, 000円

別表第1第163号中「第177号、第178号、第178号の5及び第178号の6」を「第176号、第177号、第178号の4及び第178号の5」に改め、同表第174号を削り、同表第175号を同表第174号とし、同表第176号から同表第178号の6までを1号ずつ繰り上げ、同表第183号の2から同表第188号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第189号及び同表第190号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

（西宮市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 西宮市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年西宮市条例第3号）の一部を

次のように改正する。

別表第1第76号の次に1号を加える改正規定中「県民税」の次に「と森林環境税」を加える。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の西宮市手数料条例別表第1第23号イの規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされたものに係る審査の手数料について適用する。

(参考1)

#### ○提案理由

建築基準法等の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

### ○西宮市手数料条例（現行抄）

#### 別表第1（第2条関係）

(23) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査 製造所等設置許可申請手数料

イ 貯蔵所に係るもの

	区分	手数料の額
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,590,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,950,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,270,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル	5,820,000円

	ル以上40万キロリットル未満のもの	
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円

(該当部分のみ抜粋)

(37)

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為に係る同項に規定する特定建築物（同項に規定する非住宅部分に限る。以下この号において「特定建築物」という。）に係る建築物に関する完了検査手数料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

(該当部分のみ抜粋)

(7506) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築基準法令の適用除外に係る認定の申請に係る審査 移転する建築物の建築基準法令の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

(163) 介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次号から第166号まで、第177号、第178号、第178号の5及び第178号の6において同じ。）に対する審査（次号に該当するものを除く。） 指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料 20,000円

(174) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第107条の2第4項において準用する平成18年旧介護保険法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料 15,000円

(18302) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この号において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査 非住宅部分適合性判定審査手数料

(該当部分のみ抜粋)

(18303) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査 非住宅部分適合性判定変更審査手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。第189号において同じ。）を変更する部分の床面積に応じ、前号の表の規定の例により算定した額

(184) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく性能向上計画の認定の申請（住宅に係るものに限る。）に対する審査 住宅性能向上計画認定申請手数料

申請に係る住宅の部分の床面積の合計	手数料の額		
	市長が定める機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合する性能向上計画であると確認された旨を証する書面（次号において「性能向上適合証」という。）が添付されている場合	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	その他の場合

備考

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定により、性能向上計画に同項の他の建築物（以下この号において「他の建築物」という。）に係る事

項を記載した場合における手数料の額は、同項の申請建築物の手数料の額に、当該他の建築物（記載した事項に係る他の建築物が2以上ある場合においてはそれぞれの他の建築物）を同項の申請建築物とみなした場合の手数料の額を加算した額とする。

- 3 性能向上計画の認定の申請に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における手数料の額は、第34号に規定する建築物に関する確認申請手数料の額又は第34号の2に規定する建築物に関する計画通知審査手数料の額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）を加算した額とする。

（該当部分のみ抜粋）

- (185) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく性能向上計画の認定の申請（非住宅又は複合建築物（住宅の部分と非住宅の部分からなる建築物をいう。以下この号及び第188号において同じ。）に係るものに限る。）に対する審査 非住宅等性能向上計画認定申請手数料

備考

- 4 性能向上計画の認定の申請に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における手数料の額は、第34号に規定する建築物に関する確認申請手数料の額又は第34号の2に規定する建築物に関する計画通知審査手数料の額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）を加算した額とする。

（該当部分のみ抜粋）

- (186) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 性能向上計画変更認定申請手数料 性能向上計画を変更する部分の床面積に応じ、前2号の表の規定の例により算定した額

- (187) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（住宅に係るものに限る。）に対する審査 住宅基準適合認定申請手数料

	手数料の額	
	市長が定める機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると確認された旨を証する書面又はこれに準ずるものとして市長が定める書面（以下この号及び次号において「基準適合証等」という。）が添付されている場合	基準適合証等が添付されていない場合
申請に係る住宅の合計の床面積	性能基準によるもの	仕様基準又はモデル住宅基準によるもの

（該当部分のみ抜粋）

- (188) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（非住宅又は複合建築物に係るものに限る。）に対する審査 非住宅等基準適合認定申請手数料

（該当部分のみ抜粋）

- (189) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明 非住宅部分適合性判定軽微変更該当証明手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画を軽微に変更する部分の床面積に応じ、第183号の2の表の規定の例により算定した額

- (190) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明 性能向上計画軽微変更該当証明手数料 性能向上計画を軽微に変更する部分の床面積に応じ、第184号又は第185号の表の規定の例により算定した額

## ○西宮市手数料条例の一部を改正する条例（一部未施行）

別表第1第76号の3中「第382条の3」の次に「又は第382条の4」を加え、同号を同表第76号の4とし、同表第76号の2中「第382条の2」の次に「又は第382条の4」を、「固定資産課税台帳」の次に「又はその写し」を加え、同号を同表第76号の3とし、同表第76号の次に次の1号を加える。

(76の2) 地方税法第20条の10又は第382条の4の規定に基づく納税証明書の交付 納税証明書交付手数料 1年度（法人等の市民税にあつては、当該法人等の1事業年度）ごとの、1税目（市民税と県民税及び固定資産税と都市計画税は、それぞれ合わせて1税目とする。）につき300円

西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成17年西宮市条例第69号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第55条第3項」を「第55条第4項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

建築基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

○西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例  
(現行抄)

(適用の除外)

**第 5 条** 前条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) 法第 5 5 条第 3 項、法第 5 9 条の 2 第 1 項、法第 8 6 条第 3 項若しくは第 4 項又は法第 8 6 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項の規定による許可を受けた斜面地建築物

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市営住宅条例の一部を改正する条例

西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条中「あつては第3号」の次に「及び第5号」を加える。

第8条第2項中「前条第3号」の次に「及び第5号」を加える。

第11条第1号中「同条第3号」の次に「及び第5号」を加える。

第13条第1項中「第7条から前条まで（第10条の2を除く。）に規定する入居者資格のある者で」を削る。

付則第17項中「1戸の専有面積が25平方メートル未満である」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第17項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

市営住宅の入居者資格等を変更することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

### ○西宮市営住宅条例（現行抄）

（普通市営住宅の入居者資格）

**第7条** 普通市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（以下「被災者等」という。）にあっては第3号）に掲げる条件を備える者とする。

- (1) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第5号及び第18条において同じ。）があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者の収入が、次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 214,000円

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める条件

（改良住宅の入居者資格）

### 第8条

2 前項に規定する者が改良住宅に入居せず、又は入居しなくなった場合においては、同項の規定にかかわらず、当該改良住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（被災者等にあっては前条第3号に掲げる条件）を備える者とする。

- (1) 前条第1号から第3号まで（老人等及び単身者用住宅に入居しようとする者）にあっては同条第1号及び第3号）、第5号及び第6号に掲げる条件
- (2) その者の収入が、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める金額を超えないこと。

ア 前条第4号アに定める場合 139,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円

（特別賃貸住宅の入居者資格）

**第11条** 特別賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を備える者とする。

- (1) 第7条第1号から第3号まで、第5号及び第6号（老人等にあつては同条第1号、第3号、第5号及び第6号、被災者等にあつては同条第3号）に掲げる条件  
（入居の申込み及び決定）

**第13条** 第7条から前条まで（第10条の2を除く。）に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

**付 則**

- 17 当分の間、1戸の専有面積が25平方メートル未満である改良住宅のうち市長が指定するものの入居者が、当該改良住宅以外の改良住宅の入居の申込みをした場合においては、当該入居者は、第8条第2項第2号に掲げる条件を備えているものとみなす。

西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例制定の件

西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市都市公園条例等の一部を改正する条例

(西宮市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 西宮市都市公園条例(昭和 32 年西宮市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

(西宮市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 西宮市都市公園条例の一部を改正する条例(令和 5 年西宮市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条に 1 号を加える改正規定を次のように改める。

第 20 条に次の 1 号を加える。

(4) 西宮市西宮中央運動公園(運動施設に係る部分を除く。)

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(参考1)

○提案理由

指定管理者に管理を行わせる都市公園の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

#### ○西宮市都市公園条例（現行抄）

（指定管理者）

**第20条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に次に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

(2) 西宮市仁川緑地（西宮市仁川町6丁目4番6及び4番7に限る。）

#### ○西宮市都市公園条例の一部を改正する条例（一部未施行）

第20条に次の1号を加える。

(5) 西宮市西宮中央運動公園（運動施設に係る部分を除く。）

西宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西宮市水道事業給水条例（昭和 33 年西宮市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「給水装置を」を「給水装置の」に、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、「以下次条」を「次条」に、「撤去しよう」を「撤去をしよう」に改める。

第 34 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(参考 1)

○提案理由

水道法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考 2)

### ○西宮市水道事業給水条例（現行抄）

（給水装置の新設等の申込）

**第 5 条** 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下次条、第 10 条及び第 37 条において同じ。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の基準違反に対する措置）

#### **第34条**

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

令和 6 年度包括外部監査契約締結の件

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 契約の金額

1, 1 6 0 万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い。ただし、契約の相手方から請求があった場合は別途協議する。

5 契約の相手方

住所 \* \* \* \* \*

氏名 中原 純一

資格 公認会計士

(参考)

○地方自治法

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 都道府県

(2) 政令で定める市

指定管理者指定の議決内容の一部変更の件

令和4年12月19日付議決第660号（議案第543号）をもって議決された指定管理者の指定の議決内容の一部を下記のとおり変更する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

指定期間

「令和5年4月1日から令和10年3月31日まで」とあるのを「令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（西宮市立陸上競技場及び西宮市立中央多目的グラウンドにあっては、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）」に変更する。

(参考)

○提案理由

西宮市立陸上競技場及び西宮市立中央多目的グラウンドの指定管理者の指定期間を変更するため。

特定事業契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 契約の目的	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業に係る特定事業契約
2 契約金額	金21,834,754,782円
3 契約の相手方	西宮市六湛寺町9番16号 西宮コネクトパーク 株式会社

(参考1)

○西宮コネクトパーク株式会社

清水建設株式会社を代表企業とする共同企業体によって設立された特定目的会社で、当該企業の他に、株式会社梓設計、復建調査設計株式会社、株式会社現代ランドスケープ、株式会社松田組、美津濃株式会社、日本管財株式会社、株式会社双葉化学商会で構成されている。

(参考2)

1 事業期間

令和30年3月31日まで

2 事業場所

西宮市河原町3、3-2、8、23、28-2、中屋町29、39

3 事業概要

統括管理業務、施設整備業務、施設供用等業務

4 入札結果表

令和5年9月27日 開札、11月30日 総合評価落札方式により決定					
名 称 西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業					
予 定 価 格 金22,137,771,000円(消費税、地方消費税相当額を含む)					
入 札 者 (代表企業名)	入札金額	価格審査点 (400点)	加点審査点 (600点)	総合評価点 (1000点)	結 果
清水建設 株式会 社 関西支店	21,834,754,782円	363.09	452.46	815.55	落 札
株式会社 大林組	21,995,977,447円	360.42	448.59	809.01	次 点
株式会 社 熊谷 組 関西支店	19,819,736,664円	400.00	383.63	783.63	

5 業者経歴表

(単位：千円)

1 業者名	清水建設 株式会社		
2 資本金	74,365,000		
3 最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,155,944,982	
	土木一式工事	229,128,116	
	その他一式工事	172,251,902	
	計	1,557,325,000	
4 本市以外の 主要工事・業務	文京シビックセンター議場特定天井改修工事	439,730	
	越谷市役所新庁舎建設工事（建築）	2,918,848	
	蕨市新庁舎建設工事	3,178,940	
	海田町新庁舎建設等工事（建築）	2,185,458	
	糸島市運動公園整備・管理運営事業（多目的体育館整備）	3,214,808	
	新行政棟・文化庁移転施設整備工事（主体工事）	5,166,002	
	有和中学校建設工事	4,398,000	
	（仮称）川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業	14,720,853	
史跡高松城跡桜御門復元整備工事	268,526		
長崎市新庁舎建設建築工事	13,854,922		
5 最近3年間の 本市に対する 主要工事・業務	該当なし		
6 現在施 工中の 工事・ 履行中 の業務	本市に対 する分	該当なし	
	本市以外 に対する 分	警視庁本部2階（4）特定天井ほか改修Ⅱ期工事	325,580
		真岡市複合交流拠点施設整備運営事業	3,663,025
		松本平広域公園陸上競技場建築工事	7,797,000
		豊崎工区換気所新築及び開削トンネル・下部工事	2,010,897
		大阪・関西万博日本館（仮称）整備工事	6,980,000
		京都市新北庁舎（仮称）新築工事ただし、建築主体その他工事	5,211,157
		京都大学（医病）中央診療棟等改修その他工事	3,958,636
京都大学（南部）がん免疫総合研究センター新営その他工事	4,500,243		

	国宝興福寺五重塔素屋根建設工事	975,000
	神戸駅周辺地区浸水対策事業	475,510

(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 梓設計		
2 資 本 金	90,000		
3 最近1年間の 売 上 高	建築関係建設コンサルタント業務	11,986,509	
	土木関係建設コンサルタント業務	553,746	
	計	12,540,255	
4 本市以外の 主 要 業 務	白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業設計	981,109	
	(仮称) Kアリーナプロジェクト監理	410,807	
	川崎市新川崎地区新設小学校設計	358,876	
	九州大学(医病)別府病院再開発実施設計	292,457	
	ひめじ手柄山スポーツ施設整備運営事業設計	290,290	
	廿日市市筏津地区公共施設再編事業設計・工事監理	247,533	
	兵庫県立はりま姫路総合医療センター工事監理	220,000	
	会津若松市庁舎整備設計	201,850	
	愛媛県県庁第二別館新築外工事設計	180,801	
	寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事監理	176,000	
兵庫県立むこがわ特別支援学校新築工事実施設計	148,500		
5 最近3年間の 本市に対する 主 要 業 務	該当なし		
6 現在履 行中の 業 務	本市に対 する分	該当なし	
	本市以外 に対する 分	東京国際空港新庁舎新築設計	976,360
		福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業設計監理	558,017
		北とぴあ改修基本設計・実施設計	445,522
		聖マリアンナ医科大学菅生キャンパスリニューアル計画工事 監理	380,700
		八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業設計監理	363,000
		ひめじ手柄山スポーツ施設整備運営事業工事監理	297,770
		神戸空港サブターミナル(仮称)整備事業設計	264,000
		ポートルース下関競技棟新築ほか実施設計	192,500
		仮称新川崎小学校新築工事監理	150,700



(単位：千円)

1 業 者 名	復建調査設計 株式会社	
2 資 本 金	300,000	
3 最近1年間の 売 上 高	測量	1,699,620
	建築関係建設コンサルタント業務	60,312
	土木関係建設コンサルタント業務	11,064,720
	地質調査業務	1,478,034
	補償関係コンサルタント業務	304,267
	計	14,606,953
4 本市以外の 主 要 業 務	神戸空港道路及び雨水幹線設計業務	30,877
	西神戸地区産業団地基本設計策定業務	67,320
	六甲山・摩耶山における交通のあり方検討業務	10,252
	円山川生物環境モニタリング調査業務	62,370
	三宮中央歩道橋エスカレーター設置工事に伴う調査設計業務	28,171
	国道43号騒音他調査業務	6,839
5 最近3年間の 本市に対する 主 要 業 務	東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務	29,689
	路面性状調査等業務	13,860
	西部総合処理センター焼却施設整備に伴う施設基本構想策定業務	7,700
	東部総合処理センター破砕選別施設整備事業に伴う施設基本計画策定業務	7,590
	西宮市西部総合処理センター焼却施設整備に係る廃棄物エネルギー活用構想策定業務	7,370
6 現在履 行中の 業 務	本市に対 する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	道保防安 第5214-0-S01号 (国) 427号他 組立歩道定期点検業務 7,863 急傾一般 第4000-1-S01号 (急) 不計地区 調 査・設計業務 11,427 主要地方道 八尾枚方線外 自転車通行空間詳細設計委託 16,185 二級河川石津川橋梁詳細設計委託 (鶴田橋) 16,616 令和4年度 第C108-24号 伊香立浜大津線 補助道 路整備地質調査業務委託 22,047 令和4年度 第C108-25号 伊香立浜大津線 補助道 83,084



(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 現代ランドスケープ	
2 資 本 金	10,000	
3 最近1年間の 売上高	造園設計	127,802
	計	127,802
4 最近3年間の 本市以外の 主要業務	02-浜甲子園団地第IV期造園基本設計	3,520
	廿日市市筏津地区公共施設再編事業 設計・工事監理業務委託	25,190
	大枝公園再整備工事(西側その6) 実施設計業務委託	4,722
	03-サンヴァリエ中百舌鳥団地環境整備造園その他実施設計	8,690
	日本万国博覧会記念公園 日本庭園アクションプラン基礎資料作成委託	8,192
	03-武庫川団地広場整備造園その他基本設計	4,510
	令和4年度 小松緑道広場実施設計業務委託	4,958
	04-金剛団地広場整備造園その他基本実施設計	5,665
5 最近3年間の 本市に対する 主要業務	令和4年度 (大阪市) 市内一円公園改修工事に伴う設計業務委託	7,416
	04プロムナーデ関目他1団地樹木計画修繕工事実施設計	6,490
6 現在履 行中の 業務	本市に対する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	(仮称)南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務 29,700 海老江下水処理場場内整備設計業務委託(その1-1) 49,381 04-高槻・阿武山六番外17団地サイン整備造園実施設計 8,250 錦織公園 園路改修実施設計委託 7,251 中の島公園再整備実施設計業務 15,312 令和5年度 名勝満濃池保存活用整備基本計画業務委託 1,650 日本万国博覧会記念公園 園内運動施設改修実施設計委託 4,777

	03-金剛団地道路通路修繕その他工事造園変更設計	1,925
	御殿場市立図書館ランドスケープ設計	3,400
	岸和田市貝塚市斎場整備運営事業ランドスケープ設計	11,000

(単位：千円)

1	業 者 名	株式会社 松田組		
2	資 本 金	72,000		
3	最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,482,399	
		土木一式工事	976,286	
		その他一式工事	1,280	
		計	2,459,965	
4	本市以外の 主要工事	もりのおと小規模保育園新築工事	109,400	
		雲雀丘花屋敷運輸ビル寝室他設備改良工事のうち建築工事	94,000	
		六甲変電所耐震補強工事のうち建築工事	117,700	
5	本市に対する 主要工事	津門保育所・津門児童館改築工事（JV工事比率70%）	621,500	
		市営住宅池田町外壁改修他工事	160,600	
6	現在施 工中の 工事	本市に 対する 分	段上小学校大規模改修他工事（JV工事比率70%）	1,306,800
			上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事	186,780
			瓦木小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%）	1,430,000
			市営城ヶ堀町住宅整備工事（JV工事比率70%）	1,212,000
		本市以外 に対する 分	該当なし	

(単位：千円)

1 業 者 名	美津濃 株式会社	
2 資 本 金	26,137,000	
3 最近1年間の 売 上 高	計 114,049,000	
4 本市以外の 主 要 業 務	姫路市手柄山スポーツ施設整備運営PFI事業 33,314,095 韮崎市新体育館及び市営総合運動場整備運営PFI事業 6,983,710 沼津市香陵公園周辺整備運営PFI事業 12,705,151 鳥取市民体育館再整備運営PFI事業 5,499,986 下関市新総合体育館整備運営PFI事業 9,283,773 瑞穂陸上競技場等整備運営PFI事業 54,621,125 出雲市体育館等整備運営PFI事業 5,768,422 秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園指定管理 1,452,000 高槻市立総合スポーツセンターほか10施設、萩谷総合公園 、古曽部防災公園指定管理 689,150 静岡県愛鷹広域公園指定管理 570,000	
5 最近3年間の 本市に対する 主 要 業 務	該当なし	
6 現在履 行中の 業 務	本市に対 する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	芦屋市総合運動公園指定管理 207,702 丹波篠山市立総合スポーツセンター指定管理 141,075 加古川市日岡山公園体育館等指定管理 470,250 犬山市総合体育館指定管理 512,160 江戸川区総合体育館指定管理 799,018 交野市スポーツ施設指定管理 345,950 津市産業スポーツセンター指定管理 928,092 千代田区立スポーツセンター指定管理 689,810 大阪府営深北緑地指定管理 332,783 姫路市すこやかセンター指定管理 646,525

(単位：千円)

1 業 者 名	日本管財 株式会社		
2 資 本 金	3,000,000		
3 最近1年間の 売 上 高	計 113,045,000		
4 本市以外の 主 要 業 務	沼津市香陵公園周辺整備運営PFI事業 瑞穂陸上競技場等整備運営PFI事業	12,705,151 54,621,125	
5 本市に対する 主 要 業 務	西宮市営住宅等指定管理業務 西宮市山口ホール管理運営業務 西宮市本庁舎他6施設清掃業務 西宮市フレンテホール指定管理業務 西宮市保健所清掃業務	1,181,353 16,708 107,280 8,785 1,462	
6 現在履 行中の 業 務	本市に対 する分	西宮市営住宅等指定管理業務 西宮市山口ホール管理運営業務 西宮市本庁舎他6施設清掃業務 西宮市フレンテホール指定管理業務 西宮市保健所清掃業務	1,181,353 16,708 107,280 8,785 1,462
	本市以外 に対する 分	宮崎県プール整備運営PFI事業 草津市立プール整備・運営PFI事業	15,594,408 14,260,804

(単位：千円)

1 業 者 名	株式会社 双葉化学商会		
2 資 本 金	45,000		
3 最近1年間の 売 上 高	計 1,295,337		
4 本市以外の 主 要 業 務	神戸市防災コミュニティセンター管理運営	6,187	
	芦屋市環境処理センター再生資源持ち去り防止パトロール及 び粗大ごみ処理券配布等業務委託	5,214	
	芦屋市南護岸・南緑地警備業務委託	12,540	
	川西市立けやき坂小学校カーペット清掃作業	528	
5 本市に対する 主 要 業 務	浜脇小学校他61施設常駐警備業務	229,680	
	朝日愛児館他22施設清掃業務	120,978	
	鳴尾公民館他18施設管理業務	108,688	
	夙川公民館他17施設清掃業務	26,954	
	網引市民館他26施設清掃業務	17,054	
	西宮市甲東ホール管理運営業務	16,303	
6 現在履 行中の 業 務	本市に対 する分	浜脇小学校他61施設常駐警備業務	250,800
		朝日愛児館他22施設清掃業務	130,812
		夙川公民館他17施設清掃業務	29,251
		網引市民館他25施設清掃業務	17,740
		西宮市甲東ホール管理運営業務	16,664
	本市以外 に対する 分	芦屋市環境処理センター再生資源持ち去り防止パトロール 及びフードドライブ回収等業務委託	4,928

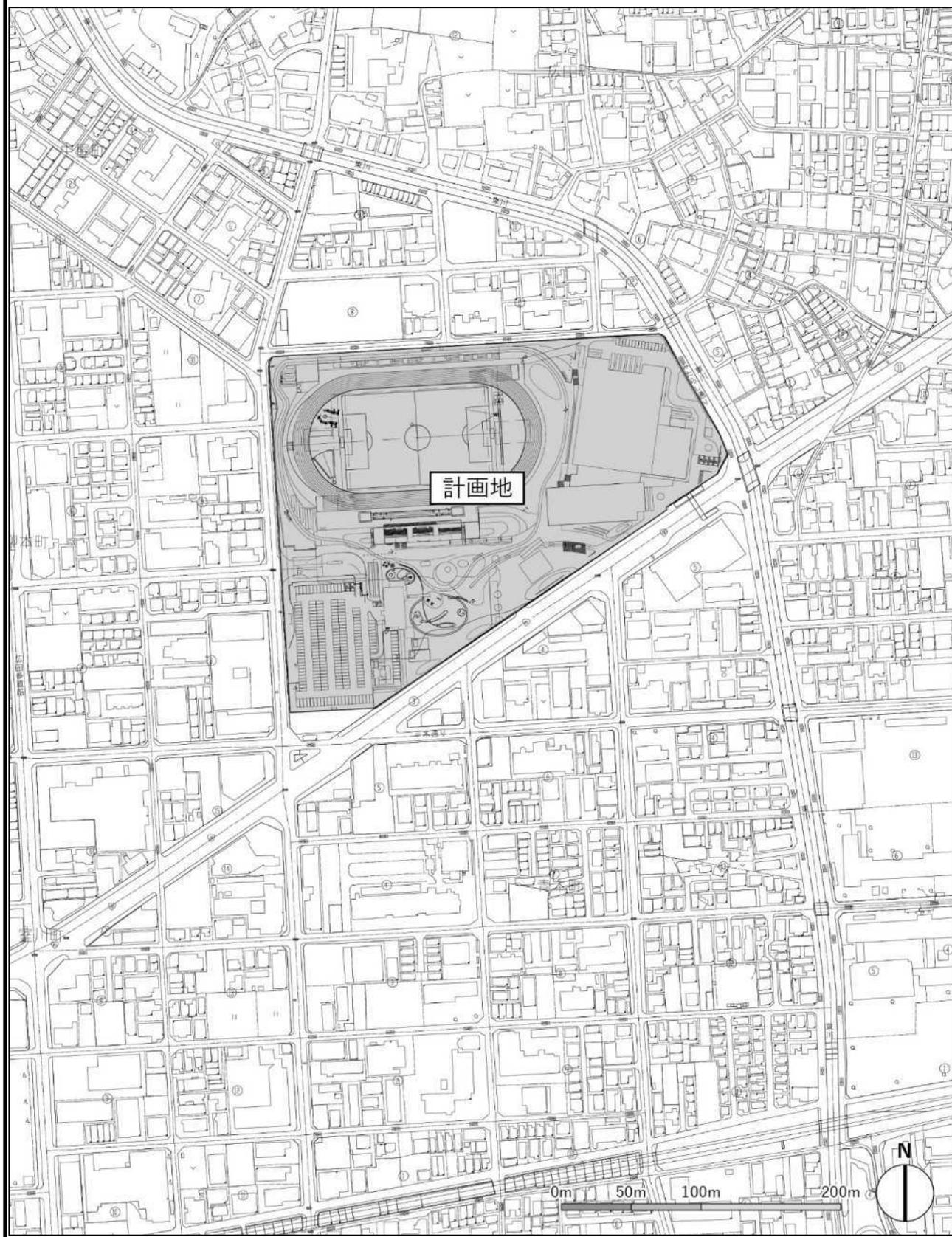
(参考3)

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律  
(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

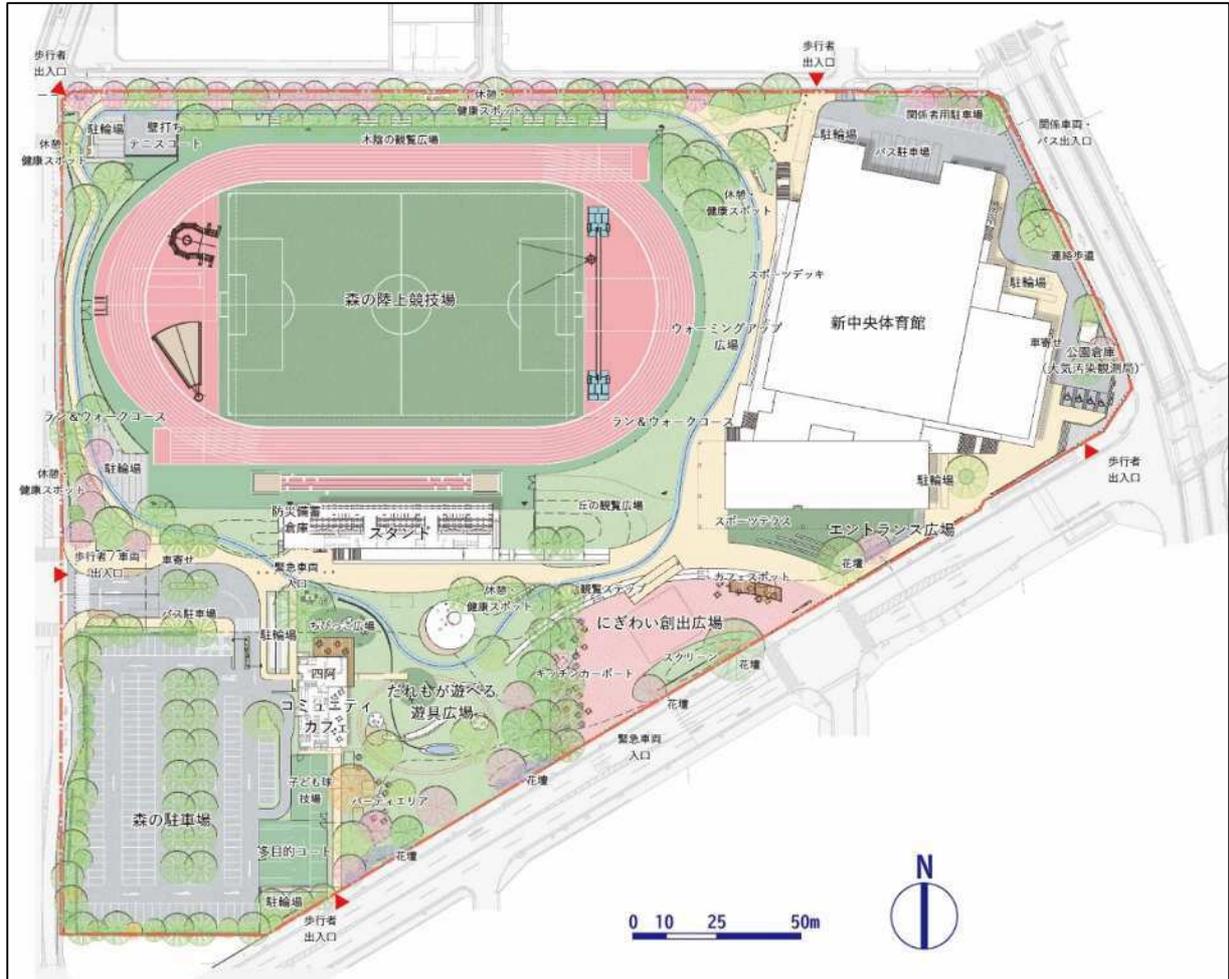
工事名：西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業

図面：付近見取図



工事名：西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業

図面：提案配置図



工事名：西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業

図面：提案イメージ図



訴え提起の件

下記のとおり訴えを提起する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 訴えの事件名

建物明渡等請求事件

2 訴えの相手方

(1) \*\*\*\*

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

(2) \*\*\*\*

\*\* \*

3 訴えの趣旨

(1) 相手方らに対し、下記物件目録記載の建物の明渡しを求める。

物件目録

所在地 西宮市奥畑4-1

住居表示 西宮市奥畑8番3号

家屋番号 未登記4

種類 店舗・事務所

床面積 65.41㎡

(2) 相手方(1)に対し、滞納使用料1,128,000円の支払を求める。

(3) 相手方らに対し、令和5年4月1日から第1号の明渡し済みまで使用料相当損害金として1箇月当たり47,000円の割合による金員の支払を求める。

#### 4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

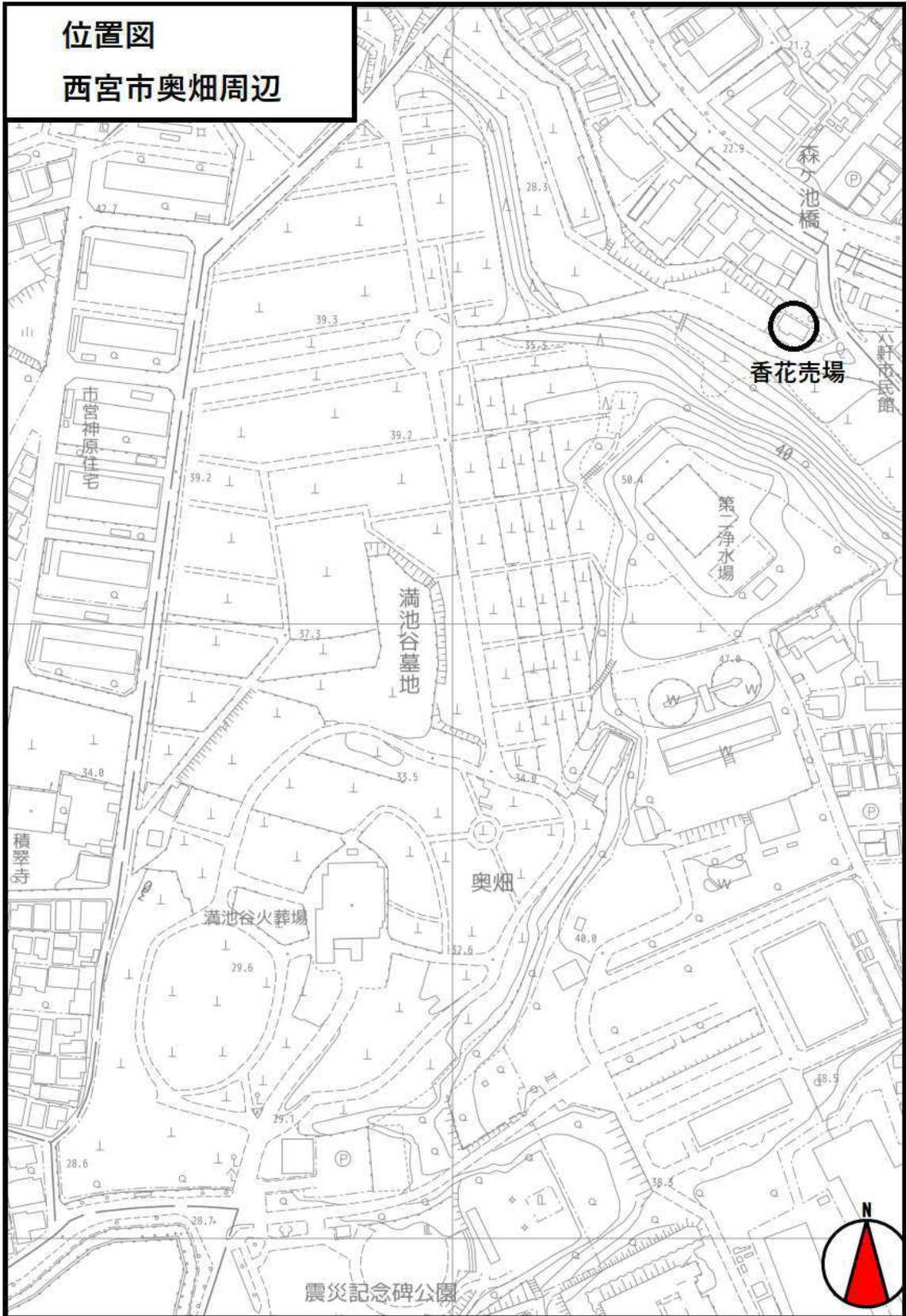
#### (参考)

##### ○訴えを提起する理由

西宮市立満池谷墓地内に位置する香花売場の使用者である相手方(1)にあっては使用料を長期にわたり滞納し、市が催告するも支払に応じないため、相手方(1)及び相手方(1)の現場従事者である相手方(2)にあっては使用許可の期間が終了したにもかかわらず、香花売場を不正に占有していることから、その明渡し等を求めたにもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

位置図

西宮市奥畑周辺



訴 え 提 起 の 件

下記のとおり訴えを提起する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1) \* \* \* \* \*

\* \* \*

(2) \* \* \* \* \*

\* \* \* \*

3 訴えの趣旨

(1) 次に掲げる市営住宅の明渡しを求める。

ア 相手方(1)にあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(2)にあつては\* \* \* \* \*

(2) 次に掲げる金員の支払を求める。

ア 相手方(1)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

イ 相手方(2)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

(3) 相手方(1)にあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せずに支払う

と申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市営住宅を対象

とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。

#### 4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

##### ○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)にあつては家賃等を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、相手方(2)にあつては市営住宅を不正に使用し、市の明渡し請求にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

## 市道路線認定の件

下記のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

整理 番号	路線名	起	備 考		
		終	延長(m)	幅員(m)	その他
①	西第1450号線	神園町1番12地先	278	6.00	
		神園町1番23地先		~9.00	
②	西第1451号線	神園町1番4地先	68	6.00	
		神園町1番4地先			
③	西第1452号線	神園町1番15地先	43	6.00	
		神園町1番15地先			
④	西第1453号線	神園町1番5地先	65	4.00	自転車歩行者専用道路
		神園町1番5地先			

(参考)

○提案理由

開発行為に係る公共施設の帰属により、市道の路線認定を行うため。



## 工事請負契約変更の件

令和4年12月19日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第677号	契約金額「金1,540,000,000円」を「金1,568,017,922円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 既存校舎の劣化状況による外壁下地補修の施工数量増加等の結果、増額変更するものである。
- 2 原契約の目的 甲陽園小学校長寿命化改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市東町1丁目10番27号  
三日月建設・国松工務店 特定建設工事共同企業体
- 4 工期 令和4年12月20日から令和7年1月31日まで

## 工事請負契約変更の件

令和5年7月5日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石井 登志郎

## 記

議決番号	変更事項
議決第22号	契約金額「金247,016,000円」を「金266,427,121円」に変更する。

## (参考)

- 1 変更理由 「令和5年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」適用により、労務・資材等単価を変更するとともに、近隣住民への防塵対策のためのメッシュフェンスの嵩上げや、運動場の排水性向上のため、透水層の見直し等を行った結果、増額変更するものである。
- 2 原契約の目的 安井小学校運動場他整備工事
- 3 契約の相手方 大阪市鶴見区横堤4丁目24番8号  
株式会社 運動施設

4 工 期 令和5年7月6日から令和7年1月31日まで

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 21 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 55 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件専決処分書

西宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 1 月 31 日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

西宮市条例第 25 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例

西宮市手数料条例（平成11年西宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「別表第1第8号」を「別表第1第1号」に、「第120条第1項又は第126条」を「第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条」に改め、「第120条第1項」との次に「、「戸籍の謄抄本又は戸籍証明書交付手数料」とあるのは「戸籍証明書交付手数料」と」を加える。

別表第1第1号を次のように改める。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書交付手数料 1通につき450円

別表第1中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付 除籍の謄抄本又は除籍証明書交付手数料 1通につき750円

別表第1中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表第6号中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料」を「届出・申請の受理の証明書、届書その他書類の記載事項の証明書又は届書等情報内容証明書交付手数料」に、「法務省令で定める様式による」を「戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項に規定する附録第21号書式により」に改め、同号を同表第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 届書その他書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 1件につき350円

別表第1第7号から第11号までを次のように改める。

(7) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 1件につき400円

(8) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料 1件につき700円

(9)から(11)まで 削除

#### 付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(参考)

## ○西宮市手数料条例（現行抄）

### 付 則

- 5 当分の間、西宮市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成18年西宮市条例第41号）第2条第1号に規定する証明書自動交付機又は多機能端末機による場合における別表第1第8号並びに別表第2第1号、第3号、第6号及び第7号の規定の適用については、別表第1第8号中「第120条第1項又は第126条」とあるのは「第120条第1項」と、「450円」とあるのは「400円」と、別表第2第1号、第3号、第6号及び第7号中「300円」とあるのは「200円」と、同表第6号中「住民票又は戸籍の附票」とあるのは「住民票」とする。

### 別表第1（第2条関係）

- (1) 削除
- (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付 戸籍の謄抄本交付手数料 1通につき450円
- (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付 除籍の謄抄本交付手数料 1通につき750円
- (6) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他の市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料 1通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円
- (7) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧 届書その他の書類の閲覧手数料 書類1件につき350円
- (8) 戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付 戸籍の記録事項証明書手数料 1通につき450円
- (9) 戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項に関する証明書の交付 戸籍に記録されている事項に関する証明書手数料 証明事項1件につき350円
- (10) 戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付 除籍の記録事項証明書手数料 1通につき750円
- (11) 戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項に関する証明書の交付 除籍に記録されている事項に関する証明書手数料 証明事項1件につき450円

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 5 3 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例制定の件専決処分書

西宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 1 月 2 9 日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

西宮市条例第 2 4 号

西宮市手数料条例の一部を改正する条例

西宮市手数料条例（平成11年西宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第163号中「及び第177号から第178号の3まで」を「、第177号、第178号、第178号の5及び第178号の6」に改め、同表第178号の3を同表第178号の6とし、同表第178号の2の2を同表第178号の5とし、同表第178号の2を同表第178号の4とし、同表第178号の次に次の2号を加える。

(178<sup>02</sup>) 介護保険法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 指定介護予防支援事業者指定申請手数料 14,000円

(178<sup>03</sup>) 介護保険法第115条の31において読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料 7,000円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

## ○西宮市手数料条例（現行抄）

### 別表第1（第2条関係）

(163) 介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（申請に係る事業所が本市の区域内にある場合に限る。次号から第166号まで及び第177号から第178号の3までにおいて同じ。）に対する審査（次号に該当するものを除く。） 指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料 20,000円

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年2月21日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 56 号

令和5年度 西宮市一般会計補正予算（第7号）専決処分書

令和5年度 西宮市の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 840,750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 206,964,709 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月31日専決

西宮市長 石 井 登志郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		45,388,735	840,750	46,229,485
	10 国庫補助金	13,432,630	840,750	14,273,380
歳入合計		206,123,959	840,750	206,964,709

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 民生費		102,797,926	840,750	103,638,676
	05 社会福祉費	28,743,894	840,750	29,584,644
歳 出	合 計	206,123,959	840,750	206,964,709

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳入

(款) 45 国庫支出金  
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	45,388,735	840,750	46,229,485
	10	国庫補助金	13,432,630	840,750	14,273,380
		10 総務費国庫補助金	8,245,901	840,750	9,086,651

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
05 総務費補助 金	840,750	(財 務 局) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	840,750

2 歳 出

(款) 15 民生費  
(項) 05 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
15		民生費	102,797,926	840,750	103,638,676	840,750	
	05	社会福祉費	28,743,894	840,750	29,584,644	840,750	
	05	社会福祉総務費	6,357,903	840,750	7,198,653	国庫支出金 840,750	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
03 職員手当等	400	(健康福祉局)	
10 需用費	670	310305 非課税世帯臨時特別給付金事業経費	840,750
11 役務費	3,000	03 職員手当等	400
12 委託料	17,830	一般職給	400
13 使用料及び賃借料	100	10 需用費	670
18 負担金補助及び交付金	818,750	消耗品費	100
		印刷製本費	570
		11 役務費	3,000
		F A X使用料	100
		郵便料	1,899
		口座振込手数料	1,001
		12 委託料	17,830
		臨時特別給付金関連事業委託料	17,830
		13 使用料及び賃借料	100
		事務機器借上料	100
		18 負担金補助及び交付金	818,750
		低所得世帯支援金	520,000
		こども加算	298,750

## 給 与 費 明 細 書

一般会計

1. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補正後	(2,321) 3,463	4,269,601	13,280,004	13,880,404	31,430,009	5,974,882	37,404,891	
補正前	(2,321) 3,463	4,269,601	13,280,004	13,880,004	31,429,609	5,974,882	37,404,491	
比 較				400	400		400	

(注) ( )内は、短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区 分	地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	超 過 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当
補正後	2,138,350	369,110	400,910	828,600	10,550	925,070	168,868	356,037
補正前	2,138,350	369,110	400,910	828,600	10,550	924,670	168,868	356,037
比 較						400		
区 分	期 末 勤 勉 手 当	宿 日 直 手 当	教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当			
補正後	7,354,860	50	12,305	1,076,544	239,150			
補正前	7,354,860	50	12,305	1,076,544	239,150			
比 較								

ア. 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	(48) 3,255	12,763,670	12,184,039	24,947,709	4,936,588	29,884,297	
補正前	(48) 3,255	12,763,670	12,183,639	24,947,309	4,936,588	29,883,897	
比 較			400	400		400	

(注) ( )内は、再任用短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	扶養手当	住居手当	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	超過勤務手当	特殊勤務手当
補正後	2,060,898	369,110	400,910	828,600	10,550	873,282	168,858
補正前	2,060,898	369,110	400,910	828,600	10,550	872,882	168,858
比 較						400	
区分	通勤手当	期末勤勉手当	宿日直手当	教員特別手当	退職手当	児童手当	
補正後	340,115	5,820,916	50	12,305	1,062,065	236,380	
補正前	340,115	5,820,916	50	12,305	1,062,065	236,380	
比 較							

イ. 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(2,273) 208	4,269,601	516,334	1,696,365	6,482,300	1,038,294	7,520,594	
補正前	(2,273) 208	4,269,601	516,334	1,696,365	6,482,300	1,038,294	7,520,594	
比 較								

(注) ( )内は、短時間勤務職員について外書き。

< 職員手当等の内訳 >

(単位:千円)

区分	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	期末勤勉手当	退職手当	児童手当	
補正後	77,452	51,788	10	15,922	1,533,944	14,479	2,770	
補正前	77,452	51,788	10	15,922	1,533,944	14,479	2,770	
比 較								

会計年度任用職員以外の職員の予算科目別給与費補正額内訳

予 算 科 目	職 員 数 (人)	給 料	職 員 手 当 等	職 員 手 当				
				地 域 手 当	扶 養 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	超 過 勤 務 手 当
社会福祉総務費			400					400
一般会計合計			400					400

(2) 給料および職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明
職 員 手 当 等	400	1. 超 過 勤 務 手 当 400	非課税世帯臨時特別給付 金関連業務に係る手当の 増額

(単位:千円)

等 の 内 訳				共 済 費	共 済 費 の 内 訳		
特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	そ の 他 の 手 当		共 済 組 合 公 立 学 校	振 興 会 厚 生 会	再 任 用 災 害 基 金

処 分 報 告 の 件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第 4 5 号	令和 5 年 1 1 月 2 4 日
専決第 4 6 号	令和 5 年 1 1 月 2 8 日
専決第 4 7 号	令和 5 年 1 2 月 6 日
専決第 4 8 号	令和 5 年 1 2 月 1 9 日
専決第 4 9 号	令和 5 年 1 2 月 2 5 日
専決第 5 0 号	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
専決第 5 1 号	令和 6 年 1 月 1 2 日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和5年11月28日
専決番号	第46号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年11月10日午前8時30分頃、西宮市南甲子園1丁目2-7先市道鳴第166号線において、相手方車両（自転車）が走行していたところ、市が管理するツリーサークルにはまり、同車両の前輪が破損したものの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（1,700円）の50パーセントを市が、50パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和5年12月25日
専決番号	第49号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年7月26日午後2時7分頃、西宮市六湛寺町3-1市役所前公共駐車場内において、自転車対策課の車両（軽貨物車）が移動中、上りスロープから合流しようとした相手方車両（軽乗用車）と接触し、両車両が破損したものの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（215,589円）及び市車両の修理費（180,851円）の40パーセントを市が、60パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和5年12月28日
専決番号	第50号
相手方	***** * * *
事件の概要	令和5年10月18日午後3時5分頃、西宮市池田町1-16先において、住宅管理課の車両（軽貨物車）が交差点に進入したところ、左方向から同交差点に進入した相手方車両（乗用車）と接触し、両車両が破損したもの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（565,730円）及び市車両の修理費（423,500円）の30パーセントを市が、70パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和6年1月12日
専決番号	第51号
相手方	***** * * * *
事件の概要	令和5年11月27日午後1時頃、西宮市甲子園九番町11先において、環境衛生課の車両（軽貨物車）が車線変更しようとしたところ、走行中の相手方車両（乗用車）と接触し、両車両が破損したもの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（240,000円）及び市車両の修理費（6,490円）の90パーセントを市が、10パーセントを相手方が負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和5年11月24日
専決番号	第45号
相手方	***** ****
事件の概要	令和5年11月6日午後2時頃、西宮市六湛寺町10-3西宮市役所本庁舎税務管理課窓口において、相手方が自動車臨時運行許可申請を行った際、同課職員が預かった相手方自動車検査証を誤ってシュレッダーで破棄したものの。
損害賠償の額	自動車検査証再交付手数料相当額 350円

専決年月日	令和5年12月6日
専決番号	第47号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年10月2日午前9時58分頃、西宮市東鳴尾町2丁目1先において、美化第2課の車両（塵芥車）が信号のない交差点を右折したところ、停車中の相手方車両（軽自動車）に接触し、同車両に乗車していた相手方が負傷したものの。
損害賠償の額	治療費等 107,036円

専決年月日	令和5年12月19日
専決番号	第48号
相手方	***** ****
事件の概要	相手方に対する令和3年度から令和5年度までの市民税及び県民税の課税に誤りがあり、これらを修正したところ、令和4年度及び令和5年度については非課税となり、本来、受給できた令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（100,000円）、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（50,000円）及び令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（30,000円）を相手方が受給できなかったもの。
損害賠償の額	当該給付金合計相当額 180,000円